



ベビーシッター(認可外の居宅訪問型保育事業)のご案内



ベビーシッターとは？

保護者の個人宅等へ出向き、子どもを預かり保育や世話をする、認可外の居宅訪問型保育事業です。

【主な仕事内容】

- 絵本の読み聞かせ、外遊びなど、子どもの発達や興味にあわせた遊びの提供
- トイレ、食事などの世話
- 昼寝の見守り
- 保育所や幼稚園等への送迎 など



ベビーシッターになれる方

- 保育士又は看護師の資格をお持ちの方
- 子育て支援員研修(地域型保育コース)を修了した方
- 公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修を受講した方
- 保育士養成施設が実施する「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目を履修した方

ベビーシッターとして事業を行う場合

- 事業を行う場合には、1日に保育する乳幼児の数にかかわらず、県知事に届出を行う必要があります。最寄りの総合支庁子ども家庭支援課(中核市及び権限委譲している一部市町)にご相談ください。
- 届出とは別に、認可外保育施設指導監督基準を満たす必要があります。

詳細は前ページの「施設経営者・施設経営をお考えの方へ」を御覧ください。